

平成22年度 市民参加の実施状況報告書(市民参加を求めなかった事項)(対象区分順)

No.	対象区分	対象としなかった事項	実施時期	対象事項の概要	対象としなかった理由	備考欄	担当課
1	条例の 制定・改 廃	安城市税条例の一部を改正 する条例を定めることについ て	H22.4.13施行	地方税法等の一部を改正する法律(平成22年 法律第4号)が平成22年4月13日に公布され、同 日から施行されたことにより改正する。	市税の賦課徴収その他 金銭の徴収に関するも の		市民税課
2	条例の 制定・改 廃	安城市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例を定め ることについて	H23.4.14	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令 (平成23年政令第37号)が平成23年3月25日に 公布され、同年4月1日から施行されたことにより 改正する。	法令等の規定により実施 の基準が定められてお り、当該基準に基づき行 うもの 市税の賦課徴収その他 金銭の徴収に関するも の	国民健康保険運 営協議会(課税限 度額)	国保年金課
3	条例の 制定・改 廃	安城市国民健康保険条例の 一部を改正する条例を定める ことについて	H23.4.1	健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成23年政令第37号)が平成23年3月30日に 公布され、同年4月1日から施行されたことにより 改正する。	法令等の規定により実施 の基準が定められてお り、当該基準に基づき行 うもの 市税の賦課徴収その他 金銭の徴収に関するも の	国民健康保険運 営協議会(出産育 児一時金)	国保年金課
4	計画の 策定・変 更	安城市情報システム最適化と グリーンITの計画	H23.3月末策 定	本計画は、情報システム、ネットワーク等のある べき姿を整理し、その実施計画を、全体最適の 観点に立ち、かつ環境負荷低減と情報セキュリ ティの可用性に配慮して策定したもの	市長その他の執行機関 内部の事務処理に関す るもの		情報システム課